

託送供給等約款の認可について

(趣旨)

平成29年4月1日の「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の一部施行に向けて、一般送配電事業者から、平成28年10月31日付けで、ネガワット事業者に対するインバランス供給に係る規定等を追加した託送供給等約款の認可申請があり、これを受け経済産業大臣から本委員会に意見の照会が行われた。本意見照会に対する本委員会としての回答について御確認いただく。

1. 主なポイント

本年4月1日の「電気事業法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第47号、以下「改正法」という。)の一部施行により、特定卸供給を行う事業者(ネガワット事業者)が一般送配電事業者から電力量調整供給(インバランス供給)を受けることが可能となる。これに向け、一般送配電事業者は、改正法附則第3条第1項の規定に基づき、平成28年10月31日付けで経済産業大臣に対し、ネガワット事業者が電力量調整供給を受ける際の料金その他の供給条件を定めた託送供給等約款の認可申請を行った。これを受け、経済産業大臣から、改正法附則第3条第5項の規定に基づき、平成28年11月1日付けで本委員会に対し意見照会が行われた。

本意見照会に対する本委員会としての回答について、御確認いただく。

2. 託送供給等約款の主な修正箇所(特定卸供給部分)

○ 定義

託送供給等約款の適用対象に、従前の発電量調整供給に替わり、ネガワット事業者に対するインバランス供給を含む電力量調整供給を規定。

○ ネガワット事業者が電力量調整供給を受けるための要件

省令及び適正取引ガイドラインで定める4要件を規定。

- ① 需要者に対して、適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。
- ② 電気の安定かつ適切な供給のため、適切な需給管理体制や情報管理体制を保有していること。
- ③ 需要者保護の観点から適切な情報管理体制を保有していること。
- ④ 需要家に対し電気を供給する事業者との間で、適切な契約(ネガワット調整契約)が締結されていること。

○ 契約の申込

ネガワット事業者は、一般送配電事業者から電力量調整供給を受けるに当たり、需要抑制を実施する需要者の名称・需要場所、連絡体制やインバランスの切り分

け方式（発生したインバランスの小売事業者及びネガワット事業者への配分方法）を提出する。

○ インバランス供給の実施

ネガワット事業者は、インバランス供給を受けるに当たり、需要抑制計画、調達計画、販売計画及びベースラインを、電力広域的運営推進機関を通じて一般送配電事業者に提出する。

○ インバランス料金単価

ネガワット事業者に対するインバランス料金単価は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定省令規定の通常のインバランス料金単価（ α 値、 β 値）を適用する。

○ 契約の解約

ネガワット事業者が、電力量調整供給を受けるための要件を喪失した場合（例えば、上記 4 要件の一つである、③需要者保護の観点から適切な情報管理体制を保有していること、を欠いた場合）、解約事由となる旨を規定。

3. 託送供給等約款の主な修正箇所（特定卸供給以外の部分）

○ インバランス料金の支払義務

- ・ 現行の託送供給等約款では、インバランス料金の支払義務は算定期間の翌々月の第 1 営業日に発生するとされているが、インバランス料金単価を算定する α 値が確定するのは翌々月の第 5 営業日であり、齟齬があった。
- ・ このため、インバランス料金の支払義務が発生する日を算定期間の翌々月の第 5 営業日に改める。

○ 解約手続

小売事業者やネガワット事業者に、その他の欠格事由や託送供給等約款違反行為があった場合、供給停止措置を経ることなく、一般送配電事業者において解約できるよう改正する。

4. 認可申請に係る意見

審査の結果、認可申請があった託送供給等約款は、改正法附則第 3 条第 2 項の各号のいずれにも適合していると認められるため、資料 3-1 により、本委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。

以 上